

小動物の飼育に関する手続き

平成 22 年 5 月 16 日
府中日鋼団地管理組合
「飼育者の会」

申請者は、下記の手順に従って手続きしてください。

1 初めて小動物を飼う場合

- (1) 管理事務所にて、「小動物飼育許可願」の申請書をもらう。
- (2) 管理組合規約の小動物飼育規則及び細則の内容を確認する。
- (3) 申請書に必要事項を記入する。
- (4) 所属階段委員と階段居住者に承認印をもらい、管理事務所へ提出する。

(4)以降の流れ	管理事務所 → 理事会に提出 → 理事会による許可 → 管理事務所会から申請者への許可書等の発行 → 管理事務所から「飼育者の会」代表者に連絡
----------	---

- (5) 「飼育者の会」代表者からの入会手続きの案内を待つ。
- (6) 「飼育者の会」に入会する（小動物飼育規則により）。

2 小動物飼育の変更または中止を行う場合

- (1) 管理事務所にて、「小動物飼育変更・中止届」の用紙をもらう。
- (2) 変更の場合は前小動物喪失後、2年以内に限り変更届の提出で飼育することができる。（H22.5.16 飼育の会総会決議）
- (3) 必要事項を記入して管理事務所へ提出する。
- (4) 「飼育者の会」代表者に、変更または中止したことを連絡する。